

日本学生支援機構寄附金事業  
「JASSO 災害支援金」の  
ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金の申込みは、学校の担当窓口へ



## 「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊以上等の被害発生（学生・生計維持者）



申請書類提出（学生⇒学校）



推薦（学校⇒JASSO）

※データの送信と推薦書類の郵送



日本学生支援機構（JASSO）での審査



審査結果の通知（JASSO⇒学校⇒学生）



「JASSO 災害支援金」の振込み

日本人学生（JASSO ⇒ 学生）

外国人留学生（JASSO⇒学校⇒学生）



受領報告書の提出（学校⇒JASSO）※外国人留学生のみ

# JASSO 災害支援金

## 1.本事業の目的

自然災害等により、学生又はその生計を維持する者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が実施する事業です。

## 2.申請資格

次の(1)～(3)**全て**に該当する学生（学部学生・大学院生・通信教育部学生・外国人留学生）。

(1)日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。

(2)自然災害等の発生により、**居住する住宅**（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、**半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下、「長期避難」という。）した場合。**

(3)学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している学生を除く。）に発生した災害は対象外です。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ JASSO の貸与・給付奨学金利用の有無は問いません。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

## 3.支給額

10万円 ※ 返還不要

## 4.申請書類

申請書類は次の中央大学公式 Web サイトの奨学金ページからダウンロードしてください。

【参考】JASSO 災害支援金に関する日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



【本学公式 Web サイト> 学生サポート> 奨学金】

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/>



## 5.支援金の申請方法

指定の申請書類を中央大学の各担当窓口（下記参照）まで提出してください。

## 6.申請書類の提出期限

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して6か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中である必要があります。

災害	大学への書類提出期限
令和8年岩手県大槌町の林野火災に伴う災害  【岩手県】 上閉伊郡大槌町（法適用日：令和8年4月23日）	2026年9月24日（木）
令和8年1月21日からの大雪に係る災害  【青森県】 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町（法適用日：令和8年1月29日） 西津軽郡深浦町（法適用日：令和8年1月30日） 中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村（法適用日：令和8年2月2日）  【新潟県】 小千谷市、魚沼市（法適用日：令和8年2月2日） 長岡市（法適用日：令和8年2月3日） 上越市（法適用日：令和8年2月4日）  【秋田県】 能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町（法適用日：令和8年2月3日）  【山形県】 新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村（法適用日：令和8年2月4日） 尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町（法適用日：令和8年2月5日）	2026年7月3日（金）

## 7.審査結果の通知および支援金の支給について

JASSOにおける審査結果（支給の可否）は、大学から通知します。また、支給対象者には、JASSOから指定口座に支援金が振り込まれます。

※ 審査結果は、申請書類を大学で受領した月の翌月の上旬頃に個別に連絡します。

※ 支給日は審査結果通知により通知します（概ね通知の1週間以内）。

**8.申請書類の提出先（各担当窓口）** ※ 不明な点は各担当窓口までお問合せください。

申請書類は、各担当窓口まで、必ず記録が残る郵送方法（書留、簡易書留、特定記録、レターパック、レターパックライト等）でお送りください。

ご連絡・ご質問は下記お問い合わせフォームよりお願いします。

※ 順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

対象	担当窓口	お問い合わせフォーム QR コード
多摩・茗荷谷 キャンパス通学生	奨学課（多摩キャンパス 6 号館地下 1 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 <a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48</a>	
在留資格「留学」の学生※	国際センター（多摩キャンパス 11 号館 2 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 <a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=55">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=55</a>	
後楽園・市ヶ谷田町 キャンパス通学生	都心学生生活課（後楽園キャンパス 1 号館 1 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 <a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44</a>	
ロースクール通学生	法科大学院事務課（市ヶ谷キャンパス） 〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8 <a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26</a>	
ビジネススクール通学生	ビジネススクール事務室（後楽園キャンパス 3 号館 13 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 <a href="https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27">https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27</a>	
通信教育部学生	通信教育部事務室教務課（多摩キャンパス 10 号館） 〒192-0351 東京都八王子市東中野 742-1 <a href="https://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/current/contact/online/">https://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/current/contact/online/</a>	

※ 後楽園キャンパスに通学している在留資格「留学」の学生は学部事務室へ書類を提出してください。